

## 追加搬入物受入品目

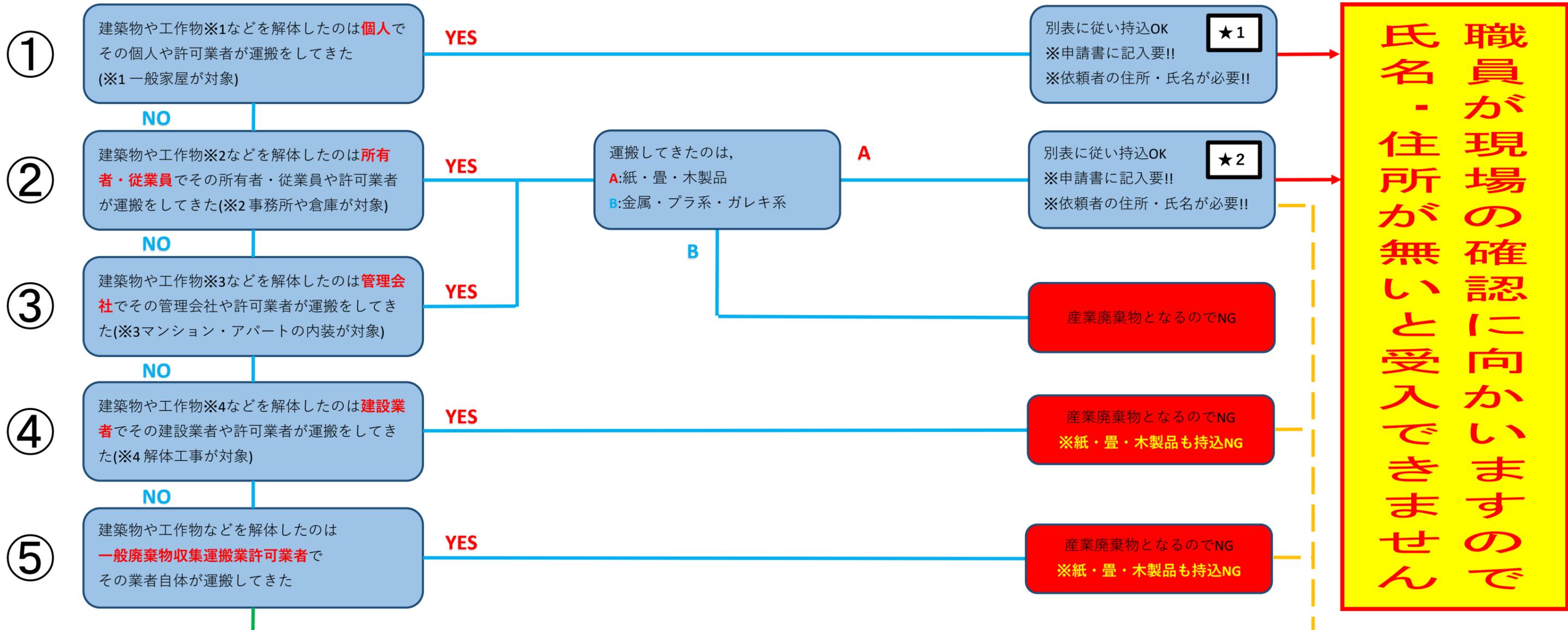
※一般家庭から出たゴミが対象になります。

- ・プランターや鉢などで使用した砂・土・小石
  - ↳ 袋に入れた状態で持込むこと
- ・蛍光灯
  - ↳ カバーなどを取り外して、  
蛍光灯(直管・丸型)ごとに分けて持ち込むこと。
- ・耐火金庫・サーフボード・フェンス等
  - ↳ サーフボード・フェンス  
2mを超える長さは半分に切断して持ってくる。
- ・DIYなどで出たコンクリート・レンガといったガレキ類
  - ↳ [次頁 フローチャート参照](#)
- ・DIYなどで出た建築廃材
  - ↳ [次頁 フローチャート参照](#)

また、下記品目については受入は出来ません。

- ・自動車・バイク・船・ジェットスキー
- ・テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機
- ・冷蔵庫・冷凍庫・農薬・劇薬・消火器
- ・ガスボンベ・パソコン・モニター

# 名瀬クリーンセンターにコンクリートブロックや建築廃材を持ち込む場合の受入れ可否



解体工事の請負金額が500万未満の解体工事は【解体工事業許可】が必要  
 解体工事の請負金額が500万以上の解体工事は【建設業許可】が必要  
 どちらの許可も取得せずに解体工事を行うのは法律違反となります。

職場などで出た紙・畳・木製品は、【事業系一般廃棄物】に分類されますのでクリーンセンターでの廃棄が可能です。  
 ただし、解体工事で出た紙・畳・木製品は産業廃棄物となるのでクリーンセンターでは処分できません。  
 処分できない例：カタログを作っている会社がそのカタログを廃棄する場合は産業廃棄物となる

# 別表

下記品目を名瀬クリーンセンターに持込む場合は  
下図のようなサイズにしてから持ち込んでください。

フローチャート番号	品目	サイズ
★1・★2	建築廃材（木材）	150cm×30cm×30cm
★1のみ	建築廃材(スレート, 外枠パネル, 石膏ボード 及びそれに類するもの)	180cm×90cm
★1のみ	建築廃材(コンクリート, 瓦, タイル類及びそれに 類するもの)	60cm×30cm×30cm
★1のみ	建築廃材(プラスチック 及びそれに類するもの)	150cm×30cm×30cm
★1のみ	建築廃材(金属及びそれに 類するもの)	150cm×30cm×30cm
★1・★2	建築廃材(紙及びそれに 類するもの)	180cm×90cm
★1・★2	畳	20枚

※ 1週間に1度に持込める量は350kgまでとなります。(混載でも)  
ゴミを捨てる前と捨てた後の重量を計量機で確認し、  
350kgをオーバーした重量分は受入は出来ませんので、  
持ち帰りいただき、1週間以上空けてから再度持込んでください。